

日程第31. 発議第1号 南風原町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第31. 発議第1号 南風原町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、本案に関し提案理由の説明を求めます。6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん 発議第1号 平成27年9月30日。南風原町議会議長宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員赤嶺奈津江。賛成者 南風原町議会議員照屋仁士、浦崎みゆき、大城 毅、玉城 勇、金城好春、大城真孝。南風原町議会委員会条例の一部を改正する条例 上記の議案を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。提案理由 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことから、南風原町議会委員会条例第17条を改正する必要があると提案します。

南風原町議会委員会条例の一部を改正する条例 南風原町議会委員会条例（昭和62年南風原町条例第18号）の一部を次のように改正する。第17条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。附則 この条例は、公布の日から施行する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第17条の規定は適用せず、この条例による改正前の第17条の規定は、なおその効力を有する。

資料1と2を添付させていただいておりますので、各自お目とおしをお願いいたします。以上です。よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。発議第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって発議第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより発議第1号 南風原町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 30 日

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。